

経済学史学会研究奨励賞規程

第1条（目的及び名称）

本学会は、若い世代の会員による経済学史、社会・経済思想史研究の活発化と発展に資するために、経済学史学会研究奨励賞を設ける。

第2条（表彰）

賞状と賞金を授与し、『年報』および『学会ニュース』に審査報告を掲載する。

第3条（審査の対象）

40歳未満の会員の過去3年以内に刊行された著作物を対象とする。

第4条（審査委員会）

- (1) 学会賞審査委員会（以下、審査委員会）は委員長を含めて7名で構成する。
- (2) 審査委員会委員長以外の審査委員6名は、代表幹事と協議の上、審査委員長が委嘱する。
- (3) 審査委員の任期は2年とする。

第5条（審査手続き）

- (1) 会員は推薦理由を付けて審査対象作品として推薦できる。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて委員会外の会員および学会外の識者に評価を求めることができる。
- (3) 審査委員会は合議審査し記名投票で受賞候補作を決定する。
- (4) 審査委員会は審査報告書を作成する。
- (5) 幹事会は審査委員会より報告を受け、最終決定をする。
- (6) ここに定めのない手続きなどの詳細は内規に定める。

第6条（規程の改廃）

本規程の改廃は総会でこれを決定する。

付則

本規程は、2002年10月26日から施行する。

経済学史学会研究奨励賞審査委員会内規

1. 受賞候補作は、記名投票による3分の2以上の賛成をもって可決する。
2. 審査の結果、該当作品がなければ授与しない。また同一年度の複数授与を排除しない。
3. 同一人一度限りの授与とする。他学会等での受賞は問わない。
4. 受賞者には賞状および1件につき賞金20万円を授与する。
5. 本内規の改廃は幹事会で行う。

付則

本内規は、2002年10月26日から施行する。